

# 個人情報保護

当行は、以下のとおり「個人情報保護宣言」を定め、行内態勢を整備し、お客さまからお預かりする個人情報の保護に努めております。

## 1. 個人情報保護への取組み

管理責任態勢を明確にし、組織的に継続的な改善に努めております。

また、全役職員に対し、個人情報保護の重要性について教育を実施し、日常業務における適正な取扱いを徹底しております。

## 2. 個人情報の取扱い

「個人情報保護法」及びその関連法令等を遵守し、業務上必要な範囲内で適正な手段により取得・利用しており、目的外の利用はいたしていません。

また、保有する個人情報に関する開示・訂正・利用停止等の請求ならびに利用目的に関する通知等の請求に対応いたしております。

## 3. 個人情報の安全管理

個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、万全な組織的セキュリティ対策及び技術的なセキュリティ対策を行っております。

## 4. 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・苦情等のお申し出先

個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・苦情等のお申し出については、営業店ならびに以下の窓口にて対応いたしております。

開示等の手続は、窓口のパンフレットまたは当行ホームページをご確認ください。

### 【ご質問・苦情等のお申し出先】

株式会社 筑邦銀行 本店 お客さまサービス室

久留米市諏訪野町2456番地の1

電話：0942-32-5343（直通） E-mail:chikuhou@kurume.ktarn.or.jp

（月曜日から金曜日 9：00～17：00 ただし、祝祭日等銀行休業日を除きます。）



### 【認定個人情報保護団体名】

当行は、個人情報保護法上の認定を受けた認定個人情報保護団体である下記団体に加盟しております。下記団体では、加盟銀行の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

#### 〈銀行業務等〉

全国銀行個人情報保護協議会

<http://www.abpdpc.gr.jp/>

〔苦情・相談窓口〕 電話 03-5222-1700 またはお近くの銀行とりひき相談所

#### 〈登録等証券業務〉

日本証券業協会（証券あっせん・相談センター）

<http://www.jsda.or.jp/>

〔苦情・相談窓口〕 電話 03-3667-8008 またはお近くの証券あっせん・相談センター

## 金融犯罪が多発しています！

### 通帳・印鑑・キャッシュカードの盗難にご注意！

- 通帳・印鑑・キャッシュカードは別々に、厳重に保管されるようお願いいたします。また、運転免許証や保険証などご本人であることを示す公的書類も通帳などとは別に保管されることをお勧めします。
- 万一、通帳・印鑑・キャッシュカードのいずれか一つでも紛失された場合は、すぐにお取引店へご連絡ください。早朝・夜間及び休日についてはATMサービスセンターにご連絡ください。

|     | 受付時間帯        | 連絡先             | 連絡先電話番号          |
|-----|--------------|-----------------|------------------|
| 平日  | 8:45～18:00   | お取引店またはお近くの筑邦銀行 | 店舗ネットワークをご覧ください。 |
|     | 18:00～翌日8:45 | ATMサービスセンター     | 0942-35-0037     |
| 土日祝 | 24時間受付       |                 |                  |

- 通帳の記帳はできるだけ頻繁にしていだいて、不審な取引がないかを確認してください。

### キャッシュカードの暗証番号は大丈夫ですか？

- 「生年月日」「電話番号」「自家用車のナンバー」など、他人に推測されやすい番号をキャッシュカードの暗証番号に使用するは大変危険です。もし、このような番号をご使用になっていて被害にあわれた場合、補償が減額されることがありますので、至急変更されるようお願いいたします。また、暗証番号をキャッシュカードに書き込んだり、メモと一緒に保管していたりすると、被害にあわれた場合に補償を受けられませんのでご注意ください。
- 暗証番号の変更はお取引店の窓口又はATMでお取り扱いできます。
- 銀行員を装って電話をかけ「暗証番号を変更する」などと言って、暗証番号を聞きだそうとする犯罪がおきています。当行員がお客さまに暗証番号をお聞きすることはありません。
- キャッシュカードはどんなに短時間であっても他人に預けたり、渡したりしないでください。カード情報が読み取られる危険性があります。

**筑邦銀行金融商品勧誘方針** 当行は、金融商品の販売等にあたり、次の勧誘方針に沿って適正な勧誘を行います。

1. お客さまの投資目的や運用のご経験などに応じ、適正と考えられる商品をお勧めいたします。
2. お客さまに重要な事項を十分にご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。
3. お客さまに適正な情報を提供いたします。断定的な判断による勧誘はいたしません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 適正な勧誘が行われるよう、役職員の教育に努めて参ります。

※この勧誘方針は、お客さまが安心してお取引いただけるよう平成13年4月1日施行の「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて定めております。